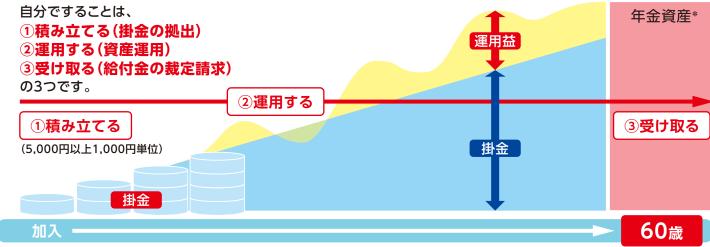
の程程を拠出年金

iDeCoの仕組み

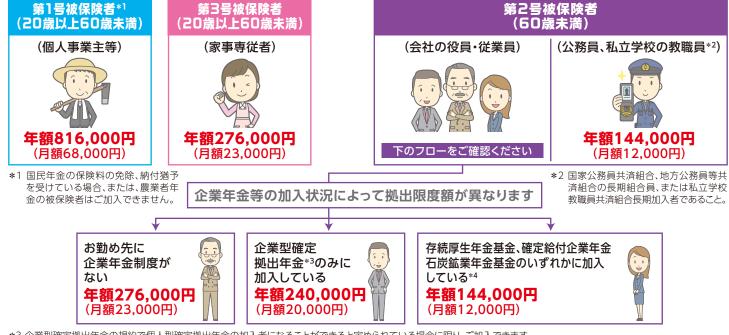
個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo)は、自分で積み立てたお金を、自分で運用して将来の老後資金を育てるしくみです。



*受け取り時に損失が発生している場合、受取額が積み立てた額より少なくなる場合があります。

掛金拠出限度額

被保険者種別、お勤め先の企業年金制度等に応じて、以下のとおりになります。



^{*3} 企業型確定拠出年金の規約で個人型確定拠出年金の加入者になることができると定められている場合に限り、ご加入できます。

^{*4} 企業型確定拠出年金にも加入している場合は、企業型確定拠出年金の規約で個人型確定拠出年金の加入者になることができると定められている場合に限り、ご加入できます。

ご加入手続き

まずは、ご加入に必要な書類(=加入キット)をご請求ください。

個人事業主等 (第1号被保険者)

家事専従者 (第3号被保険者)

会社の役員・ 従業員、公務員等 (第2号被保険者)

書類準備

「東京海上日動提携プラン」をご 希望の場合、「個人型確定拠出年 金資料請求書兼個人情報の取扱 いに関する同意書兼確認書」にて 加入キットをご請求ください。*1 (加入キットをすでにお持ちの方 はご請求は不要です)



個人型確定拠出年金資料請求書 兼個人情報の取扱いに関する 同意書兼確認書

記入

加入キットの中にある「個人型年金加入申出 書」等に必要事項をご記入のうえ、ご捺印く ださい。

加入キット

第2号被保険者の方は、「事 業所登録申請書兼第2号加 入者に係る事業主の証明 書」が必要です。*²

事業主 証明書

提出

「個人型年金加入申出書」 などの必要書類をご提出 ください。

個人型 年金加入 申出書等 (ご提出書類は 提携プランにより 異なります)

第2号の 場合 事業主 証明書

- *1 企業型確定拠出年金等で積み立てた資産を個人型確定拠出年金へ移換する場合は「加入キット」に加えて「移換キット」もご請求ください。
- *2 加入時は、「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」の記入を事業主(勤務先)にご依頼ください。加入期間中は、事業主宛(勤務先宛)に毎年6月下旬 頃に記録関連運営管理機関(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社またはSBIベネフィット・システムズ株式会社)から加入資格に変更がないことを証明してい ただく書類が送付されます。内容を確認後、事業主(勤務先)に返送していただく必要があります。提出が遅れた場合、掛金の拠出が自動的に停止することがあります。 (停止中も所定の手数料がかかります)

ご加入にあたっての留意事項

- □ 確定拠出年金は、公的年金を補完する制度であり、原則として中途脱退はできません。ただし、以下①~⑤の条 件を全て満たす場合のみ脱退ができます。(2017年1月1日以降に、加入者資格を喪失した場合)
 - ①国民年金の保険料免除者であること*3
 - ②障害給付金の受給権者でないこと
 - ③通算拠出期間が1ヵ月以上3年以下であること(企業年金等からの移換金がある場合は旧制度の加入者期間が通算されます)または個人別管理資産の額が25 万円以下であること
 - ④最後に企業型確定拠出年金の加入者または個人型確定拠出年金の加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
 - ⑤企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていないこと
 - *3 第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の納付免除者
- □ 原則として60歳(受取開始可能年齢)まで途中の引出しはできません。
- □ 加入から受取りが終了するまでの間、所定の手数料がかかります。
- □ 特に加入から60歳までの期間が短くかつ掛金が少額の場合など、受取金額が掛金合計額を下回ることがありま すので、ご注意ください。
- □ 60歳時点で通算加入者等期間(確定拠出年金の加入期間)が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受 取りを開始できる年齢(受取開始可能年齢*4)が繰り下がります。
- □ 掛金は、原則60歳 (59歳11ヵ月目)まで拠出できます。
- □ 毎月の掛金は、5.000円以上1.000円単位、毎年12月~翌年11月までの1年間で1回のみ変更できます。
- □ 氏名、住所、企業年金等の加入状況、被保険者種別等に変更がある場合は、各種変更届の提出が必要となります。
- *4 受取開始可能年齢(受取りは70歳までに開始する必要があります)

60歳時点の通算加入者等期間 受取りを開始できる年齢 50歳 60歳 70歳 10年以上(50歳までに加入) 60歳~70歳の間で受取りを開始できます 運用指図のみ 61歳~70歳の間で受取りを開始できます 8年以上10年未満(50歳超~52歳までに加入) 運用指図のみ **6年以上8年未満**(52歳超~54歳までに加入) 62歳~70歳の間で受取りを開始できます を行う期間 運用指図のみ 63歳~70歳の間で受取りを開始できます **4年以上6年未満**(54歳超~56歳までに加入) を行う期間 **2年以上4年未満**(56歳超~58歳までに加入) 運用指図のみを行う期間 64歳~70歳の間で受取りを開始できます 運用指図のみを行う期間 65歳~70歳の間で受取りを開始できます **1か月以上2年未満**(58歳超~60歳までに加入)

詳しくは〈あおぎん〉窓口またはフリーダイヤルへどうぞ

商号等/株式会社青森銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号 加入協会/日本証券業協会

iDeCoの税制メリット



掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)

所得控除による年間の税制メリット*

課税所得500万円の方がiDeCoに加入し毎月定額払いにで上限額まで拠出した場合

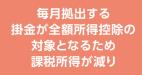
	月額掛金			
課税所得金額	税率	自営業	会社員	公務員
DK DUTTING III DK	(所得税•住民税)	68,000円	23,000円	12,000円
		税制メリット額(年額、千円未満切り捨て)		
195万円超~330万円以下	20.210%	16.4万円	5.5万円	2.9万円
330万円超~695万円以下	30.420%	24.8万円	8.3万円	4.3万円
695万円超~900万円以下	33.483%	27.3万円	9.2万円	4.8万円

税制メリット額は以下の計算式でシミュレーションしています。

- ●税率=所得税率×1.021(復興特別所得税)+住民税率(10%) ●税制メリット額=月額掛金×12か月×税率(千円未満は切り捨て) 概算値のため、実際の金額とは異なりますので十分にご注意ください。
- *課税所得がない方(専業主婦等)は、拠出時の所得控除を受けることができません。

本来の 課税所得に 対して











• 0

O

第2号被保険者で個人払込(個人回座から引落し)の場合

個人事業主等(第1号被保険者)や家事専従者(第3号被保 険者)の方は確定申告<u>の手続きが必要です。</u>

「小規模企業共済等掛金払込証明書」(ハガキ)の一部



本年9月までに払い込まれた金額	¥207,000-
10~12月に払い込まれる予定金額	¥69,000-
合計金額	¥276,000-

「給与所得者の保険料控除申告書」の一部(イメージ) `

小洛	種類	あなたが本年中に 支払った掛金の金額	
規等	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円	l٢
模型	個人型又は企業型年金加入者掛金	276,000	K
業控	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		Ιl
共际	合 計 (控除額)	円	

ここに 記入!

プラス

30年

1.048万円

個人払込(個人口座から引落し)の場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書」の合計金額を「給与所得者の保険料控除申告書」の小規模企業共済等掛金控除 (個人型又は企業型年金加入者掛金)欄にご記入ください。

※事業主払込(給与から天引き)の場合は、会社が給与等の金額から確定拠出年金の掛金等を控除して源泉徴収税額を計算するため、手続きは不要です。

運用時は非課税

運用益に課税されずすべて再投資 されるため複利効果を最大限に活 かすことができます。複利効果は積 立期間が長くなるにつれて拡大し ます。

資産額の推移(イメージ))

毎月2万円を拠出し、年率3%で運用した場合 試算条件

●運用利回り3.0%(年率) ●月々の掛金2万円

一般的な金融商品の場合は 運用益に20.315%課税

●金額は概算値 iDeCoで運用

−般的な資産運用



270万円

614万円



給付時に税制優遇

老齢給付金

年金で受け取る場合 一 維所得扱いとなりますが、公的年金等控除が適用されます。

127万円

一時金で受け取る場合 → 退職所得控除が適用されます。

障害給付金

所得税、住民税は課税されません。

死亡一時金

所得税、住民税は課税されません。みなし相続財産として相続税の課税対象となります。 (法定相続人一人当たり500万円まで非課税枠があります)

利用できる運用商品

運用商品や運用割合はお客さま自身にお選びいただきます。



元本確保型商品のみでは、資産がふえない?



- ▶確定拠出年金の運用商品には、元本の安全性に配慮した元本確保 型商品と投資信託があります。元本確保型商品は、運用の初心者に とって安心できる運用方法ですが、思わぬ落とし穴もあります。
- ▶金利が期待できない環境下では、元本確保型商品100%で運用し ても、なかなか資産がふえません。個人型確定拠出年金は、一定の 手数料がかかるため、利息のみでは手数料分を補えず、毎年資産 が目減りするケースもあります。また、将来インフレが起きるとお 金の実質的な価値が減る可能性もあり、老後生活に充分な資産を 確保できない不安もあります。

運用商品

元本確保型 商品

原則、元本が確保される運用商品です。 積み立てた資産に、所定の利息が上乗 せされます。

投資 信託

元本が確保されない運用商品です。運 用成果によって資産がふえることもあ れば減ることもあります。



"分散投資"は、本当にリスクを軽減できるの?

)投資対象を分散することで、投資のリスクを軽減する効果が期待できます。



分散投資をしたいけど、 運用商品選びが難しい…



例えば、ひとつの器で運ぶと…



複数の器で運ぶと…



全部割れずに残った!



投資信託A

投資信託日

例えば、外国株式のみで運用すると…



複数の運用商品で運用すると…

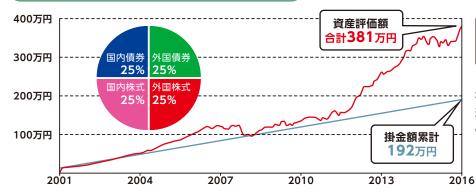


リスクを軽減するために、 投資対象の異なる複数の 運用商品に分けることを 分散投資(資産分散投資) といいます。

- ▶運用=難しい、リスク=怖い、という方には、様々な運用商品を組み合わせたバランス型の投資信託もご利用いただけます。
- ●バランス型の商品は、その商品自体で資産分散投資の効果が得られます。(商品により投資対象・投資割合は異なります。)

「資産分散投資」「長期投資」「積立投資」の効果

毎月1万円を積立投資した場合のシミュレーション



掛金額累計 資産評価額

複数の異なる資産に毎月、一定の額を 積み立てた場合の効果です。短期的な 値動きに一喜一憂するのではなく、長 い目で見ることが大切です。

出所:ブルームバーグ

- ●国内株式:TOPIX (配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI (総合)、外国株式:MSCIコクサイ指数 (配当込み) を当社が独自に円換算、外国債券:シティ世界国債イン デックス(除く日本、田ベース)
- ●主要4資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)への分散投資は、各月末に均等配分にリバランス(資産配分の調整)して算出
- ※この内容は、信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、将来の実際の動向等を示唆・保証 するものではありません。